|  |
| --- |
| 次のとおり届けます。 |
| ・当社は消費税及び地方消費税に係る   * 課税事業者です * 免税事業者です |

入札書

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者

副首都推進局長

　西　島　　亨　　様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

代表者（又は受任者）の役職・氏名

　　　　　　　　　　　　印

下記について、関係法令・貴市関係規定を守り、別紙仕様書及び通知事項を確認の上、次の金額で申し込みます。

記

※１時間あたりの単価を記入すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金額（税抜） | 十億 |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |

|  |  |
| --- | --- |
| 案件名 | 令和７年度　各種会議等録音反訳業務委託（単価契約） |
| 期　　限 | 令和８年３月31日 |
| 履行場所又は納入場所 | 本市指定場所 |

通知事項

|  |  |
| --- | --- |
| 1　入札に付すべき事項 | 仕様書のとおり |
| 2　入札保証金 | 大阪市契約規則第19条第１項第２号により納付を免除する |
| 3　契約条項を示す場所 | 副首都推進局総務担当 |
| 4　入札執行日時（申込書提出期限） | 令和７年３月12日（水）午後2時00分　※入札室は約30分前より開場 |
| 5　入札執行場所 | 大阪市北区中之島１-３-20　大阪市役所５階  副首都推進局　大会議室 |
| 6　入札参加申請 | 入札書の提出をもって申請があったものとみなす。 |
| 7　入札の無効 | 次の場合に該当する入札は、無効とする  ○大阪市契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札  ○大阪市競争入札参加者心得に違反した者がした入札  ○副首都推進局所定の入札書を用いないでした入札  ○再度入札（２回目以降の入札）の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札  ○審査の結果、入札参加資格を有していないとされた者がした入札  ○同一入札について、他の入札者の代理人又は２人以上の代理人として入札した時はその全部  の入札  　○申出書類に虚偽の記載をした者の入札 |
| 8　落札者候補者の決定 | ○予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。  　　また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。  　○落札候補者がない場合は再入札とする。  　○落札候補者及び入札金額を入札会場内で公表する。  　○開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。 |
| 9　契約書作成の要否 | 要 |
| 10　入札に付すべき事項についての  現場又は机上説明の日時及び場所 | 行わない |
| 11　入札書記載方法等 | ○落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。  　○金額の頭に￥を記載すること。 |
| 12　その他 | ○落札者又は契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結の手続きをすること  ○入札保証金の納付を免除された者が、落札決定後、正当な理由なく指定期限までに契約を  締結しないときは、大阪市契約規則第２１条第２項により落札金額の100分の３に相当する額の違約金を徴収する。  ○投入された入札書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。  ○入札書の提出にあたっては、個人は本人、法人は代表者または代理人が記名のうえ、本市届  出の使用印鑑を押印すること。  ○代理人に入札を行わせる場合は、代理権を証する書面（委任状）を提出すること。  委任状の様式は、所定の様式によるものとし、次に掲げる事項が記載されており、かつ、委  任者印（使用印鑑届に押印している印鑑（使用印）に限る。）及び受任者印（当該入札で使  用する印鑑）が押印されていること。  ア 委任者の所在地及び商号（法人の場合）又は住所及び氏名（個人の場合）  イ 受任者（代理人）の氏名  ウ 委任事項（入札に関する一切の権限を委任する旨の内容が記載されていること）  ○この入札において独占禁止法第３条又は第８条第１項に違反し、若しくは、刑法第96条の  　３に該当する談合などが明らかになった場合は、契約者は契約金額の最低100分の20に相  当する額の損害賠償金を納付しなければならない。  ○落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除  外措置を受けたとき及び大阪市契約規則第32条第２項の規定により、契約を締結すること  が公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当  であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。 |

(裏面入札書)